

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年8月27日

【事業年度】 第59期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 宮越商事株式会社

【英訳名】 MIYAKOSHI CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 宮 越 邦 正

【本店の所在の場所】 東京都大田区大森北一丁目23番1号

【電話番号】 03(5493)8111（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 板 倉 啓 太

【最寄りの連絡場所】 東京都大田区大森北一丁目23番1号

【電話番号】 03(5493)8111（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 板 倉 啓 太

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出した第59期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）有価証券報告書の記載の一部に追加を要する事項があったので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものです。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(5) 省略

(訂正後)

(1)～(5) 省略

(6) 定款規定の内容

① 取締役の定数

当社は、取締役10名以内を置くとする旨を定款で定めております。

② 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

③ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。